

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：37404

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720356

研究課題名(和文) 対日B/C級戦犯裁判における台湾人戦犯の研究 中英仏豪の戦犯裁判を中心に

研究課題名(英文) Trials of the Japanese Class B/C War Criminals and Taiwanese War Criminals--Focusing on the War Crime Trials by China, the United Kingdom, France, and Australia

研究代表者

和田 英穂 (WADA, HIDEHO)

尚綱大学・比較文化学部・准教授

研究者番号：90441899

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)： 期間中先行研究の整理と日本、台湾、イギリス、フランス、オーストラリア、香港等に分散する一次資料の確認、閲覧、収集を行った。特に一次資料については、海外研究協力者(イギリス、台湾、オーストラリア)の協力を得て、それぞれ各地の公文書館で関連資料の収集にあたった。収集済みの資料については、本研究の研究者間ネットワークで必要に応じて共有することで、効率的に資料収集することができ、台湾人戦犯に関する一次資料はほぼ把握することができた。

成果としてそれぞれ論文やシンポジウム等で積極的に公開し、特に台湾人戦犯に関する裁判の解明及び裁判後の彼らの国籍問題、釈放問題、国際関係についても言及することができた。

研究成果の概要(英文)： During research period our project group confirmed, collected and examined the primary documents in Japan, Taiwan, the U.K., France, Australia, Hong Kong and etc.

The foreign co-investigators (the U.K., Taiwan and Australia) collaborated on gathering these documents in the archives. Then we shared the materials to collect efficiently, and in particular finally comprehended the primary records concerned Taiwanese War Criminals.

Then we have issued our result positively as in the papers or the symposium. It is worthy of mention that our research has clarified the Taiwanese War Crime Trials and analyzed some matters around them, for instance, their nationality, release and international relations.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：戦犯 台湾人戦犯 戦犯裁判 植民地責任

### 1. 研究開始当初の背景

戦後 65 年を経た当時、日本では「もう」65 年が過ぎたが、特にその他アジア各国では、政治的民主化が進みつつあり、「ようやく」戦後が始まっていた。それに伴いさまざまな「戦争」に関連する公文書が各国で公開され、また各国から当事者の声があがるようになってきた。こうした情勢を受け、戦前戦後の「歴史」について見つめ直す試みが進みつつあった。そのうちのひとつの動きが対日戦後処理研究である。東・東南アジアのほぼ全域に勢力を拡大した日本に対する戦後処理は、戦後の冷戦体制形成下のなかで、また東南アジアにおいては旧宗主国から独立を勝ち取る争いのなかで、ひどく曖昧なものとなった。こうした不徹底な対日戦後処理は、その後の日本と東・東南アジア各国との関係に影響してきた。特に日中、日韓、日台関係において、対日戦後処理の不徹底さは、いわゆる「歴史問題」などとリンクして、時として深い影を落としてきた。

では、この戦後処理はいったいどのような背景で、どのような経緯で、どのように処理されたのだろうか。戦後の日中、日韓、日台関係などに重要な関わりを持つ戦後処理の歴史はいまだ空白が多く、いわば戦後の歴史の「土台」部分が欠けたままの状態といえる。本研究はこの対日戦後処理のなかでも最重要課題であった BC 級戦犯裁判、特に台湾人戦犯に焦点をあてたものである。

### 2. 研究の目的

本研究は、以下の点について明らかにすることを主な研究目的とした。

第一に、中国および英仏豪の対日 BC 級戦犯裁判における台湾人戦犯の状況を明らかにすること。中国における台湾人戦犯の状況については、これまで申請者などによって初歩的な研究成果が出されているが、対日戦犯全体の台湾人戦犯の状況を把握するためには、やはりその他の対日 BC 級戦犯裁判における台湾人処理についても検討する必要がある。

第二に、台湾人戦犯と台湾人漢奸の状況を明らかにすること。特に中国における台湾人処理において、時として戦犯、時として漢奸として裁かれた台湾人の状況を把握し、当時の中国人の台湾人に対する意識から、「中国意識」を再検証する。

第三に、台湾人処理をめぐる国際関係を明らかにすること。台湾人処理については、その国籍、逮捕、引渡し、釈放などをめぐって連合国内でさまざまな交渉がなされており、そこには当時の冷戦構造形成下における複雑な国際関係が絡み、台湾人処理に影響を及ぼしていることが考えられる。

### 3. 研究の方法

本研究計画の特徴として、これまで対日戦

犯裁判研究は各国別の研究が中心だが、本研究では、中英仏豪のケースについてそれぞれ一次資料にもとづく実証研究を進めるとともに、それぞれの成果を比較することで、より総合的な視点により対日戦犯裁判研究を進めることができる点にある。その方法として、第一に徹底的な資料調査がある。資料調査担当の 3 名はいずれも一次資料による実証研究を重ねてきており、それぞれの公文書館に関する状況も十分に把握しており、すぐに資料調査に入る準備が整っている。第二に比較研究がある。それぞれの成果を比較することで、対日 BC 級戦犯裁判の状況を確認しつつ、台湾人戦犯についての全体像を把握し、またそれぞれのケースの特徴を浮かびあがらせることができる。第三に近接領域の視点がある。その他 2 名の研究協力者より、アイデンティティ、国籍法、国際政治等の視点で考察し、より総合的な角度から台湾人戦犯の問題を検討することができる。

### 4. 研究成果

期間中先行研究の整理と日本、台湾、イギリス、フランス、オーストラリア、香港等に分散する一次資料の確認、閲覧、収集を行った。特に一次資料については、海外研究協力者（イギリス、台湾、オーストラリア）の協力を得て、それぞれ各地の公文書館で関連資料の収集にあたった。収集済みの資料については、本研究の研究者間ネットワークで必要に応じて共有することで、効率的に資料収集することができ、台湾人戦犯に関する一次資料はほぼ把握することができた。特に多かったのは台湾の国史館、国防部史政編訳局、中央研究院近代史研究所档案館及びオーストラリア国立公文書館、イギリス国立公文書館などである。オランダについては今回確認しておらず、フランスについては研究協力者が公文書館で閲覧したが、現段階では台湾人戦犯が存在していないと判断した。

これらの世界各地の公文書館の資料を分析した結果、これまでに判明してこなかった様々な事実が判明した。まず戦犯裁判の判決表の数字について、これまで日本の旧厚生省作成の表が使われてきたが、同表は基本的に復員後の聞き取りや収集した資料によって作成されており、実際の数字とは異なることが分かってきた。特に台湾人の場合、現地から直接中国や台湾に帰国しているケースが考えられるため、当時の中国側の資料とは台湾人戦犯の数字が 10 名以上異なることが確認された。

また、オーストラリアの戦犯裁判では台湾人が数多く裁かれているが、今回初めて研究協力者により関連の一次資料を収集することができ、その全容が明らかになりつつある。オーストラリアで長期にわたり拘留されていた台湾人戦犯については、日本政府、中華民国政府、オーストラリア政府の間でも交渉があり、そこには日華関係、華豪関係など当

時の冷戦体制形成下における複雑な国際関係が影響していることが見てとれる。

また、台湾における対日戦犯裁判(台湾法廷)でも台湾人戦犯が裁かれているが、警察官が多い。植民統治下の警察官の行為が「戦争犯罪」として裁かれていることには少なからず違和感を覚えた。台湾法廷は50年の植民統治を経験した場所で実施され、裁判側の中華民国政府は台湾人を「奴隷化」された人々と認識していた。また、台湾には「台湾華僑」という中国籍の存在もあり、彼らの告訴によって台湾人警官が起訴された。したがって表面上は「中国人」である台湾華僑のうけた行為(拷問等)が「戦争犯罪」に該当するとされたが、そこでは台湾内部におけるゆがんだ力関係と戦後の様々な勢力間の綱引きが影響を及ぼしていることが考えられる。

本研究のまとめと位置づけられた国際シンポジウムでは、新たに「植民地責任」の視点もあがった。台湾はある意味において終戦と共に祖国復帰したのではなく、ただ支配者が変わっただけであり、また日本はそれと共に他者の力で植民地を喪失したことで一切脱植民地の経験をしなかった。したがって日本政府或いは日本人は台湾に対する「植民地責任」をほとんど感じることなく、定められた法律に準じて淡々と台湾に対応してきた。

これらの成果は、それぞれ論文として発表し、また合同で国際シンポジウムを開催するなど積極的に公開してきた。特に台湾人戦犯に関する裁判の解明及び裁判後の彼らの国籍問題、釈放問題、国際関係、植民地責任等についても言及することができ、今後の新たな研究の展開につながるが大いに期待できる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

(1) 藍適齊“(Re-)Writing History of the Second World War: Forgetting and Remembering the Taiwanese-native Japanese Soldiers in Postwar Taiwan”, positions: Asia Critique, Vol.21, No.4, Fall 2013 (February 2014), pp.801-852 (\*A&HCI journal)査読有

(2) 和田英穂「裁かれた憲兵～中国国民政府の戦犯裁判を中心に～」(『尚綱大学研究紀要第46号』43-57、査読有、2013年3月)

(3) Barak Kushner, “Ghosts of the Japanese Imperial Army: The ‘White Group’ (Baituan) and Early Post-war Sino-Japanese Relations,” *Past and Present*, volume 218, suppl 8 (Transnationalism and Contemporary Global History), (2013), p. 117-150. 査読有

(4) 和田英穂「台湾における戦後処理の問題点～台湾人処理方法と東港鳳山事件をめぐ

って～」(『尚綱学園研究紀要 A.人文・社会科学編』第5号 59～71頁、査読有、2011年3月)

〔学会発表〕(計6件)

(1) 和田英穂「台湾的戦後処理 - 以戦犯、漢奸、殖民責任為中心 - 」

(2) 藍適齊「Crime of Interpreting: Taiwanese Military Interpreters as War Criminals」

(3) Barak Kushner「The Collapse of Empire and the Search for Colonial Guilt: Taiwanese War Criminals and the Conflict with International Law」

(以上3件国際シンポジウム「International Conference on Taiwanese War Criminals in International War Crime Trials」(国立中正大学(台湾嘉義)2013年12月20日))

(4) 和田英穂「台湾の戦後処理における責任追及について」(第44回東洋史学研究会、2013年7月14日於福岡大学)

(5) 和田英穂「『祖国』と『母国』のはざままで～戦後台湾人の『身分』について」(国際ワークショップ「台湾人戦犯の研究」、2012年9月6日・7日於尚綱大学)

(6) 和田英穂「被審判的臺灣人 - 以戦犯和漢奸為中心 - 」(中央研究院台湾史研究所(台北)国際シンポジウム「台湾人的海外活動」、2011年8月25日～26日於中央研究院(台北))

〔図書〕(計1件)

(1) 和田英穂「国民政府审判什么? - 战后日中关系的开始 - 」(王晓秋・徐勇編『中日文化交流二千年: 回顧与展望』所収、社会科学文献出版社(北京)2013年2月)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ

<http://hideho.web6.jp/>

6．研究組織

(1)研究代表者

和田英穂 (WADA, Hideho)

尚綱大学・文化言語学部・准教授

研究者番号：90441899

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：

(4)海外研究協力者

バラック・クシュナー (Barak Kushner)

Faculty of Asian and Middle Eastern

Studies University of Cambridge

藍適齊(Lan Shi qi)

中正大学歴史学系 (台湾嘉義)